

人材紹介サービス 早期退職時の返戻金について

採用決定者が甲（人材紹介先企業）に入社後、自己都合によりまたは採用決定者の責めに基づく解雇により 6 ヶ月以内に退社した場合、乙（キャリア・パートナーズ株式会社）は甲に次の割合で計算された金額を甲に払い戻すこととする。

1 ヶ月以内に退職した場合	100%に相当する額
3 ヶ月以内に退職した場合	30%に相当する額
6 ヶ月以内に退職した場合	10%に相当する額

但し、採用決定者の死亡・病気など不測の事態による場合ならびに甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合はこの限りではない。